

1 事業名

市道路線の認定

市道 1-455 号線、市道 1-979 号線、市道 1-980 号線、市道 1-981 号線、
市道 1-982 号線、市道 1-983 号線、市道 1-984 号線、市道 1-985 号線、
市道 1-986 号線

2 事業の概要

北秋津・上安松土地地区画整理事業に伴い、市道 1-455 号線及び市道 1-462 号線について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、大字北秋津字東原井 700 番 1 地先を起点として大字北秋津字上ノ台 816 番 20 地先を終点とする部分を市道 1-455 号線として、大字北秋津字篠山 568 番 3 地先を起点として大字北秋津字東境 860 番 3 地先を終点とする部分を市道 1-979 号線として、大字北秋津字兀山 618 番 1 地先を起点として大字北秋津字生場 604 番 11 地先を終点とする部分を市道 1-980 号線として、大字北秋津字篠山 569 番 1 地先を起点として大字北秋津字生場 593 番地先を終点とする部分を市道 1-981 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

また、市道 1-982 号線、市道 1-983 号線、市道 1-984 号線、市道 1-985 号線及び市道 1-986 号線については、所沢市北秋津・上安松地区土地地区画整理事業に伴う新設道路築造のため、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性
道路法、土地区画整理法

6 事業費及びその財源等
なし

7 その他

認定する9路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図2のとおりである。